

【イギリス】2017年ホームレス削減法

海外立法情報課 田村 祐子

* 2017年4月27日、ホームレス化防止を目的として、地方自治体が申請者と相談して住居を保持するための行動計画を作成する義務等について新たに定めた2017年ホームレス削減法が制定された。

1 経緯

イギリスにおけるホームレス対策は、「1996年住宅法」(Housing Act 1996, c.52) (以下「1996年法」という。)第7部「ホームレス」において規定されており、地方自治体がホームレス対策の責任を負う。同法の定義によれば、「ホームレス」とは、自らが占有できる住居のない者、安定して居住できる住居のない者を指す。また、28日以内にホームレスとなるおそれがある者を「ホームレス危惧者」(Threatened Homelessness)と定義し、ホームレスと共に支援対象としている。

イギリスの統計によれば、ホームレスの数は、2000年代半ばから減少していたが、2010年以降再び増加傾向にある。2015-16年度において、その数は、前年度比6%増の57,750世帯に上っている。(注1)

2016年6月29日、下院に提出されたホームレス削減法案は、ホームレス化の防止を目的とし、ホームレス危惧者の再定義や、地方自治体が申請者と相談して住居を保持するための行動計画を作成する義務等を規定するものであった。法案は、2017年1月27日に下院で、3月23日に上院で可決され、4月27日、女王の裁可を受けて「2017年ホームレス削減法」(注2)として制定された。

2 主な内容

この法律は、1996年法第7部を改正するものであり、全13か条から成る。主な内容は以下のとおりである。

(1) ホームレス危惧者の再定義 (第1条)

第1条は、ホームレス及びホームレス危惧者を定義する1996年法第175条を改める。ホームレス危惧者の定義を、「28日以内にホームレスになるおそれのある者」から「56日以内に」に改めた。日数を2倍にしたことにより、地方自治体には、より早期から対策を行う義務が課せられた。

(2) ホームレス申請者への評価と計画への合意義務 (第3条)

第3条は、1996年法に新たに第189A条を追加する。地方自治体は、支援を申請したホームレス又はホームレス危惧者に、支援を受ける資格があると認めた場合には、(a)申請の事情、(b)申請者に必要な住居、(c)その他、住居を維持するために必要な支援について評価を行う。その評価に基づいて、地方自治体は、申請者と相談して地方自治体と申請者それ

ぞれが採るべき行動を定めた行動計画を作成し、書面で合意する義務を負うこととされた。合意に至らなかった場合には、地方自治体は、その理由と以後申請者が採ることができる行動を書面で申請者に通知する。地方自治体は、行動計画が終了するまで、申請者への支援及び合意の適切性について、継続して検討を行わねばならない。

(3) ホームレス危惧者に対する義務（第4条）

第4条は、1996年法第195条を改め、地方自治体のホームレス化防止に関する責任を定めるものである。同条は、地方自治体が、支援を受ける資格のあるホームレス危惧者が住居に住み続けられるように、合理的な措置を採らねばならないと規定する。これまでは、支援対象が、扶養する子がいる世帯など「優先的に支援する必要がある者」に限定されており、該当しない者は、ほとんど支援を受けられない状況にあった。今回の改正により、該当規定が削除され、支援を行える範囲が広がった。

(4) ホームレスに対する義務（第5条）

第5条は、1996年法に第189B条と第199A条の2条を新たに加えるとともに現行の複数の条を改めている。そのうち第189B条は、行動計画作成の義務が追加されたことに伴う、ホームレスに対する地方自治体の義務を定める。地方自治体は、支援を受ける資格のあるホームレスに対して、支援の初期段階において、少なくとも6か月間、適切な住居に住めるよう合理的な措置を取ることが義務付けられた。その具体例として、法案の解説資料では、敷金の提供や借入金についての助言などが挙げられている（注3）。

(5) 協力への不合理で意図的な拒否（第7条）

第7条は、1996年法に第193A条等を追加する。同条は、ホームレス又はホームレス危惧者が地方自治体との間で作成、合意した計画に合理的な理由なく意図的に協力しなかった場合について規定する。地方自治体は計画に協力しない者に対して、地方自治体の住居確保の義務及びホームレス化を防止する義務を終了する通知を出すことができると定められた。

(6) 決定に対する審査（第9条）

第9条は、地方自治体によるホームレス支援に関連する決定に対する審査について定めた1996年法第202条を改めるものである。申請者は、地方自治体が住居確保に適切な支援を行わなかった場合等に審査を請求する権利を有する規定が追加された。

注（インターネット情報は2017年10月13日現在である。）

(1) Department for Communities & Local Government, “Statutory homelessness, January to March 2016, and homelessness prevention and relief 2015/16: England,” 2016.6, pp.2-4. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/533099/Statutory_Homelessness_and_Prevention_and_Relief_Statistical_Release_January_to_March_2016.pdf> ここでは、ホームレスを、故意ではなくホームレスになった者で、「優先的に支援する必要がある者」（扶養する子がいる世帯、妊婦など）としている。

(2) Homelessness Reduction Act 2017, c.13. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/13/contents>>

(3) Department for Communities & Local Government, “Homelessness Reduction Bill, Policy Fact Sheet: Relief,” <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/592996/170203_-_Policy_Fact_Sheets_-_Relief.pdf>

参考文献

- ・柳沢房子「ホームレス支援政策をめぐって—各国の動向—」『レファレンス』661号, 2006.2, pp.56-73. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999850_po_066104.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>